

# 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止と臨時休業について

学校法人 森村学園 令和4年(2022年)4月6日版

ケース		出席停止期間	臨時休業について
1 本人が陽性と認定	神奈川県の自主療養届出システムの利用も同様に陽性と扱う。その場合の出席停止期間は以下の URL「神奈川県：よくある質問(8)」を参照する事。 <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/ms/mt_report.html</a>	<u>有症状の場合</u> 症状が出た日から10日間以上経過、かつ症状軽快から72時間以上経つまで <u>無症状の場合</u> 陽性が確定した検体の採取日から7日間経過するまで	左記のケースにおいては、文部科学省の指針に準じて、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、各設置校の責任者が学級単位、学年単位、又は学校全体の臨時休業の可否を判断する。
2 家族が陽性と認定		陽性者の発症日もしくは住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日目として7日間経過するまで。 または4、5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は5日目から解除可。(抗原定性検査キットは薬事承認されたものとする)	
3 本人が濃厚接触者と認定		上記2のケースと同じ	
4 家族が濃厚接触者と認定		本人の体調管理に注意しながら、登校（登園）可能とする。	
5 本人が以下の症状を有しながら、未受診またはPCR検査で陰性だった場合 A. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱、鼻汁・鼻閉を伴わない味覚・嗅覚の低下、風邪のような症状が2日以上続いた場合 B. 平熱より高い微熱がある場合（37.5℃くらいまでを目安） C. 風邪の症状がある場合 咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般		A: 受診し、医師に登校を認められるまで B: 午後の体温が平熱に戻るまで（翌日登校可） C: 薬なしで症状がなくなるまで	
6 家族が上記5番の症状を有しながら、未受診あるいはPCR検査で陰性だった場合		①上記5のケースのA・Bの症状の場合、5のケースと同様の出席停止期間とする。 ②上記5のケースのCの症状の場合、出席停止になることあり	

## 新型コロナワクチン接種、または接種後の副反応について

1 A. 課業日に接種する場合 B. 接種後、接種に伴う副反応であるかは不明であるが体調不良により欠席した場合 C. 接種後、体調不良となり医師に副反応と診断された場合	A : 保護者の申し出により、課業日に接種せざるを得ない理由があると認められた場合は出席停止とする。 B、C : 保護者の申し出により、出席停止とする。	
--	---	--

出席停止に該当する場合（医師・保健所等の指示による場合含む）学校・幼稚園へ連絡をしていただき、再登校（園）の際には保護者が記入した届（登校許可証または再登校届）が必要です。

各部における登校許可証、再登校届の用紙は以下のところからご利用下さい。

幼稚園：幼稚園のしおり 初等部：もりむら生活手帳、またはホームページ 中高等部：ホームページ（生徒手帳巻末の再登校届の利用も可）

- ・医師や保健所等から上記のものとは異なる指示が出された場合や、判断に困られた場合などは学校にご連絡下さい。
- ・厚生労働省接觸確認アプリ（COCOA）で接觸通知があった場合は、アプリの案内に従って下さい。

以上の目安は学校医と相談して決めておりますが、今後、変更となる可能性があります。